

失業者の退職手当支給規則の一部改正について

1 改正の理由

失業者の退職手当支給規則（昭和 50 年総理府令第 14 号）について、雇用保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 13 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の改正により、就業促進手当の一つとして就業促進定着手当の制度が新設されることとなり、失業者の退職手当においても要件を満たした場合には同定着手当に相当する退職手当が支給されることとなることから、失業者の退職手当支給規則を改正し、支給のための手続規定及び申請様式の追加を行う。あわせて、受給資格者の氏名住所変更手続及び様式を定め、公共職業訓練の受講証明書の様式を定める等、他の規定及び様式についても所要の改正を行う。

3 今後の予定

公布日：平成 26 年 3 月 31 日

施行日：平成 26 年 4 月 1 日（雇用保険法の一部を改正する法律の施行と同日）

（注）本省令は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項第 3 号に該当することから、同法第 6 章（意見公募手続等）の規定が適用されないものである。